

## 1 調査関係用品一覧

【平成22年調査分】

	調査関係用品	部数【参考】	積算内訳【参考】
1	挨拶状	7,300部	調査対象企業数：約6,200部 宛先判明企業：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
2	平成22年就労条件総合調査調査票	7,300部	調査対象企業数：約6,200部（プレプリント） 再送分：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
3	平成22年就労条件総合調査 調査票記入要領	7,300部	調査対象企業数：約6,200部 宛先判明企業：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
4	調査協力依頼状	7,300部	調査対象企業数：約6,200部 宛先判明企業：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
5	平成22年就労条件総合調査調査票 配付用封筒	7,300部	調査対象企業数：約6,200部 宛先判明企業：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
6	平成22年就労条件総合調査調査票 返信用封筒	7,300部	調査対象企業数：約6,200部 宛先判明企業：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
7	平成21年就労条件総合調査結果の概要	7,300部	調査対象企業数：約6,200部 宛先判明企業：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
8	督促状	4,490部	調査対象企業数：約6,200×70%=4,340部 厚生労働省：50部 予備：100部

## 2 配付用封筒に封入する調査関係用品一覧

	調査関係用品
1	平成22年就労条件総合調査調査票
2	調査協力依頼状
3	平成22年就労条件総合調査 調査票記入要領
4	平成21年就労条件総合調査結果の概要
5	平成22年就労条件総合調査調査票 返信用封筒

## 1 調査関係用品一覧

【平成23年調査分】

	調査関係用品	部数【参考】	積算内訳【参考】
1	挨拶状	7,300部	調査対象企業数：約6,200部 宛先判明企業：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
2	平成23年就労条件総合調査調査票	7,300部	調査対象企業数：約6,200部（プレプリント） 再送分：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
3	平成23年就労条件総合調査 調査票記入要領	7,300部	調査対象企業数：約6,200部 宛先判明企業：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
4	調査協力依頼状	7,300部	調査対象企業数：約6,200部 宛先判明企業：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
5	平成23年就労条件総合調査調査票 配信用封筒	7,300部	調査対象企業数：約6,200部 宛先判明企業：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
6	平成23年就労条件総合調査調査票 返信用封筒	7,300部	調査対象企業数：約6,200部 宛先判明企業：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
7	平成22年就労条件総合調査結果の概要	7,300部	調査対象企業数：約6,200部 宛先判明企業：約1,000部 厚生労働省：50部 予備：50部
8	督促状	4,490部	調査対象企業数：約6,200×70%=4,340部 厚生労働省：50部 予備：100部

## 2 配信用封筒に封入する調査関係用品一覧

	調査関係用品
1	平成23年就労条件総合調査調査票
2	調査協力依頼状
3	平成23年就労条件総合調査 調査票記入要領
4	平成22年就労条件総合調査結果の概要
5	平成23年就労条件総合調査調査票 返信用封筒

調査票受付簿要記載事項一覧

別紙2

調査票受付簿については、以下の記載要件を満たすものとする。

通し番号、都道府県番号、一連番号、企業名、調査票受付日、督促日、督促回数、督促・照会票番号、問い合わせ・苦情対応票番号、受付者、照会日、調査関係用品再送日

(様式の一例)

平成22年就労条件総合調査 調査票受付簿

2009年〇月〇日 現在

No.	都道府県 番号	一連 番号	企業名	調査票 受付日	督促日			督促・照会票 NO.	問い合わせ・ 苦情対応票番号 NO.	受付者	備考欄 (照会日・調査関係用品再送日等)
					1回目	2回目	3回目				
1	1	1234	就労条件株式会社	1/24				1	加藤	1 / 1 5 記入方法について問い合わせ	
2	1	1235	厚生労働社	1/25	2/2		1		鈴木	2 / 3 会社移転により調査票再送	
3	1	1236	賃福商事 賃金福祉会社		2/2		2			社名変更有り	
4	1	1237	(株) 安衛	1/31					加藤		
5	1	1238	労組製菓		2/2	2/3	3, 5			調査拒否のため調査不能	
6	2	1239	トーケイカンパニー		2/3	2/4	2/5	4, 7, 8		2 / 3 担当者不在、2 / 4 担当者不在、2 / 5 調査票再送	
7	2	1240	P T 企画							所在不明のため調査不能	
8	3	1241	賃構運輸	1/30					加藤		
9	3	1242	労働調査出版社		2/3	2/5	6, 9			調査拒否のため調査不能	
10	3	1243	霞ヶ関電器					2		1 / 2 0 苦情があったが協力をお願いした	
11		1244									
12		1245									

評価項目一覧

大項目	中項目	小項目	評価項目一覧	評価の観点	得点配分			企画書の頁
					必須	加 点	加 重	
1 事業実施計画								
1.1	事業実施計画	具体的な実施計画が明示されているか。		基本的な事業実施計画	合否	—	—	
		再委託業務がある場合、再委託の業務内容及び業者等の情報が明示されているか。		再委託業務	合否	—	—	
2 事業実施体制								
2.1	事業実績	調査客体が6千件以上の統計調査業務、アンケート調査業務、市場調査業務等の実績があるか。		統計調査の知識、実績	合否	—	—	
		統計調査業務の豊富な経験と十分な実績があるか。		実務実績	—	9	3	
		ISO9001の認証を受けているか。(注)		資格	—	6	—	
2.2	業務従事人員	本業務に従事する総人員数(延べ)は明示されているか。		基本的な組織体制	合否	—	—	
		業務工程ごとの人員配置につき、再委託先の人員も含め具体的に明示されているか。また、それが適切なものとなっているか。		業務工程ごとの人員配置	—	6	2	
		業務従事者は、統計調査業務、アンケート調査業務、市場調査業務等の調査業務に精通した者であるか。		調査に適した人員の配置	合否	—	—	
		業務従事者に5年以内に人事・労務管理、又は経理業務の実務経験があった者がいるか。			合否	—	—	
業務遂行に資する資格を有する者がいるか。(社会保険労務士等)		調査に有効な資格	—	6	2			
2.3	研修	研修計画が明示されているか。		研修計画	合否	—	—	
		業務従事者(再委託業者、派遣労働者等を含む。)に対する守秘義務等に係る研修が適切に予定されているか。			合否	—	—	
		調査、調査票の内容が十分に理解できる研修内容となっているか。		研修内容	合否	—	—	
		業務遂行に資する効果的な研修の工夫が具体的に明示されているか。		研修の工夫	—	9	3	
2.4	設備・環境	本業務を実施する場所、通信機器の設備環境について明示されているか。		基本的な設備環境	合否	—	—	
		業務時間外における電話の対応方法に効果的な工夫がみられるか。		時間外の間合せに対する応対	—	6	2	
		快適な職場環境を形成できるか。(別添「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」参照)		快適な職場環境	—	6	2	
2.5	セキュリティ対策	「セキュリティ確保実施要領」が適切な内容となっているか(調査票の管理、運搬方法を含む)。		基本的なセキュリティ	合否	—	—	
		プライバシーマークを取得しているか。もしくは、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)の認証を受けているか。			合否	—	—	
		情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)の認証を受けているか。(注)		資格	—	6	—	
		調査対象企業の情報(調査票・調査対象企業名簿)を閲覧できる者について具体的に明示されているか。		基本的なセキュリティ	合否	—	—	
		事故が起きた場合の対応・処理方法について明示されているか。			合否	—	—	
		事故が起きた場合の対応・処理方法は適切であるか。		万全なセキュリティ	—	12	4	
2.6	その他	厚生労働省担当者との連絡体制が明示されているか。		基本的な連絡体制	合否	—	—	
		厚生労働省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。		状況に応じた体制の柔軟性	—	6	2	
3 個別業務の実施方法								
3.1	配付	調査票等の配付方法(再配布も含む)が明示されているか。		基本的な手法	合否	—	—	
		宛先不明等の企業について、どのような方法で移転先等を調査することができるか。(☆)		宛先不明企業に対する移転先等の調査方法	—	12	4	
		配布において、効果的・効率的な工夫がみられるか。(☆)		配付方法の工夫	—	12	4	
3.2	回収、受付	具体的な回収、受付方法について明示されているか。		基本的な手法	合否	—	—	
		回収、受付方法について効果的な工夫がみられるか。(☆)		回収、受付方法の工夫	—	12	4	
3.3	審査	具体的な審査方法について明示されているか。		基本的な手法	合否	—	—	
		審査方法について効果的な工夫がみられるか。(☆)		審査方法の工夫	—	12	4	
3.4	問い合わせ・苦情対応	問合せや苦情の対応方法について明示されているか。		基本的な手法	合否	—	—	
		迅速かつ適切な対応を行うための工夫がみられるか。(☆)		苦情対応等の工夫	—	12	4	
3.5	督促	督促の時期・回数など、督促の実施方法が明示されているか。		基本的な手法	合否	—	—	
		効果的・効率的に督促を行うための工夫がみられるか。(☆)		督促方法の工夫	—	12	4	
3.6	データ入力	バリファイする体制など実施方法が明示されているか。		基本的な手法	合否	—	—	
		正確性の確保、その他データ入力についての工夫がみられるか。(☆)		データ入力の工夫	—	12	4	

(注) 認証を受けている…6点、認証を受けていない…0点

(☆) 新規性・創造性・効率性を求める項目  
価格と同等に評価できる項目  
技術点合計

84 点  
84 点  
168 点

168

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		17年度	18年度	19年度
<b>就労条件総合調査の実施に係る経費</b>				
人件費	常勤職員	11,133	11,429	12,493
	非常勤職員	7,391	7,344	5,158
	物件費	2,646	2,667	2,918
	委託費等	1,566	1,428	3,627
	委託費定額分	0	0	0
	成果報酬等	819	524	106
	旅費その他			
計 (a)		23,555	23,392	24,302
参考値 (b)	減価償却費	145	145	181
	退職給付費用	1,089	1,100	1,172
	間接部門費	2,095	2,360	2,654
(a) + (b)		26,884	26,997	28,309
<b>(注記事項)</b>				
1. 業務の実施期間は、12月上旬～3月下旬の約4か月である。				
2. 経費については、厚生労働本省、各都道府県労働局及び労働基準監督署の経費のうち当該業務のために要した数値を集計したものである。				
3. 各費目の内容は以下のとおり。				
○ 人件費				
・ 常勤職員……職員基本給、職員諸手当、超勤務手当、児童手当、社会保険料、当該業務に直接従事した者の人件費				
・ 非常勤職員……当該委託業務に直接従事した者の人件費				
※ 調査員業務に要した人件費 (単位：千円)				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
常勤職員	2,732	2,746	2,705	
非常勤職員	3,044	3,024	1,586	
計	5,776	5,770	4,291	
(注) 調査員業務……調査票の配付・説明、再配付、回収、督促等の業務				
○ 物件費				
印刷製本費、消耗品費、通信運搬費（郵便料、宅配便等）、借料（賃貸借料、パソコン等）、光熱水料				
※ 物件費のなかで、業務に要した経費の特定ができないもの（光熱水料、通信運搬費等）については、本業務の実施に要した人員による按分により算出している。				
○ 委託費等				
・ 委託費定額分……印刷製本費（調査票等関係書類 ※別紙1 調査関係用品一覧参照）、雑役務費（封入作業、データパンチの請負業務外注費）				
・ 旅費その他……旅費（全国会議、督促のための旅費等）				
・ 平成19年度の委託費の増加については、配付・回収方法の変更（主に調査員が行っていた業務の一部を委託するようになった）による。（別添1及び別添2参照）				
○ 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考値であり、算定方法は以下のとおり。				
① 減価償却費（受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの）				
・ 定率法により算出				
・ （建物関係）建物全体の減価償却費のうち、本業務を担当している職員の人員数により算出				
② 退職給付費用				
・ 退職給付単価×従事職員数				
※退職給付単価：厚生労働省全体の退職給付費用を総職員数で除した推計単価				
③ 間接部門費の算定対象部門は以下のとおり。				
・ 本省……官房総務課、人事課及び会計課並びに統計情報部企画課及び賃金福祉統計課に係る人件費、物件費、委託費等の金額を職員数に応じて配賦した。				
・ 都道府県労働局及び労働基準監督署……総務部総務課、業務課の執行部門に係る人件費、物件費、委託費等の金額を職員数で配賦した。				
4. 平成20年度（平成21年調査）の落札金額 22,050,000円（税込）				

2 従来の実施に要した人員 (単位：人)

	17年度	18年度	19年度
就業条件総合調査に係る業務			
常勤職員	1.3808	1.3853	1.4899
非常勤職員	3.8075	3.8748	2.9741

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- 就労条件総合調査に関する業務を熟知し、照会応答業務、督促業務、内容チェック業務及びデータ入力業務ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

- 調査客体からの照会（電話、FAX等）  
12月中旬に調査票を郵送していることから、12月中旬～1月中旬までの照会が集中。その後、はがき督促、電話督促後に集中するほか、随時、調査客体からの照会がある。

(特記事項)

- 就労条件総合調査は、平成18年度調査まで都道府県労働局及び労働基準監督署において調査票の配付・回収、督促業務、内容チェック業務を実施している。

なお、実施期間が1年未満であり、従事する職員は委託対象外の業務にも従事しているため、人員数については、1人の職員が対象業務に1年間従事した場合（1920時間（8時間×20日×12月）（注））を1人として算出した数値を記載している。

（注：常勤職員の場合これに超過勤務時間を加算している。）

※ 非常勤職員の実人数 (単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
非常勤職員	89	80	68

- 具体的には、業務に従事した日数を年間の営業日数で除し、人員を算出した。

※ 調査員業務に要した人員 (単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
常勤職員	0.3263	0.3226	0.3068
非常勤職員	1.4864	1.6072	1.0330

※ 調査員業務に要した時間 (単位：時間)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
常勤職員	648.4	637.2	604.6
非常勤職員	2,853.8	3,085.8	1,983.4
計	3,502.2	3,723.0	2,588.0

※ 非常勤職員が研修に要した時間 (単位：時間)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
研修時間	106.09	121.80	60.16

3 従来の実施に要した施設及び設備

(厚生労働本省)

- 電話（2台）、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、サーバー、LAN、中央合同庁舎第5号館の一角（約20平方メートル）を使用している。

(都道府県労働局及び労働基準監督署)

- 各庁舎において電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ等の設備及び執務室の一角を使用している。

(注記事項)

- 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。
- 都道府県労働局及び労働基準監督署に係る従来の実施に要した施設について、賃貸借により執務室を措置している庁舎は、賃借料が物件費に計上されている。

4 従来の実施における目標の達成の程度

	17年度				18年度				19年度			
	調査対象数	有効回答数	目標・計画	実績	調査対象数	有効回答数	目標・計画	実績	調査対象数	有効回答数	目標・計画	実績
最終的な有効回答率	5,341	4,416	100%	82.7%	5,343	4,178	100%	78.2%	5,937	4,047	100%	68.2% (71.3%)
企業規模別の有効回答率												
5,000以上	256	241	100%	94.1%	247	212	100%	85.8%	245	178	100%	72.7% (74.7%)
1,000～4,999人	826	724	100%	87.7%	792	649	100%	81.9%	861	583	100%	67.7% (70.6%)
300～999人	1,102	951	100%	86.3%	1,192	953	100%	79.9%	1,337	907	100%	67.8% (71.1%)
100～299人	1,370	1,190	100%	86.9%	1,465	1,146	100%	78.2%	1,661	1,174	100%	70.7% (73.2%)
30～99人	1,787	1,310	100%	73.3%	1,647	1,218	100%	74.0%	1,833	1,205	100%	65.7% (69.4%)

(注記事項)

- 有効回答率とは、有効回答（＝個票審査要領の基準を満たした調査票）数を調査客体数で除した値をいう。

17年度の調査客体数5,341、有効回答数4,416

18年度の調査客体数5,343、有効回答数4,178

19年度の調査客体数5,937、有効回答数4,047

20年度の目標の達成の程度については参考5参照

- 平成19年度の調査（平成20年調査）からは、調査対象を「本社30人以上の企業」から「30人以上の企業」に拡大した。拡大前の基準（本社30人以上の企業に限定）による有効回答率は括弧内。

また、その他の有効回答率低下の要因としては、調査手法の変更等が考えられる。（参考1参照）

5 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

別添1（平成19年調査）及び別添2（平成20年調査）のとおり

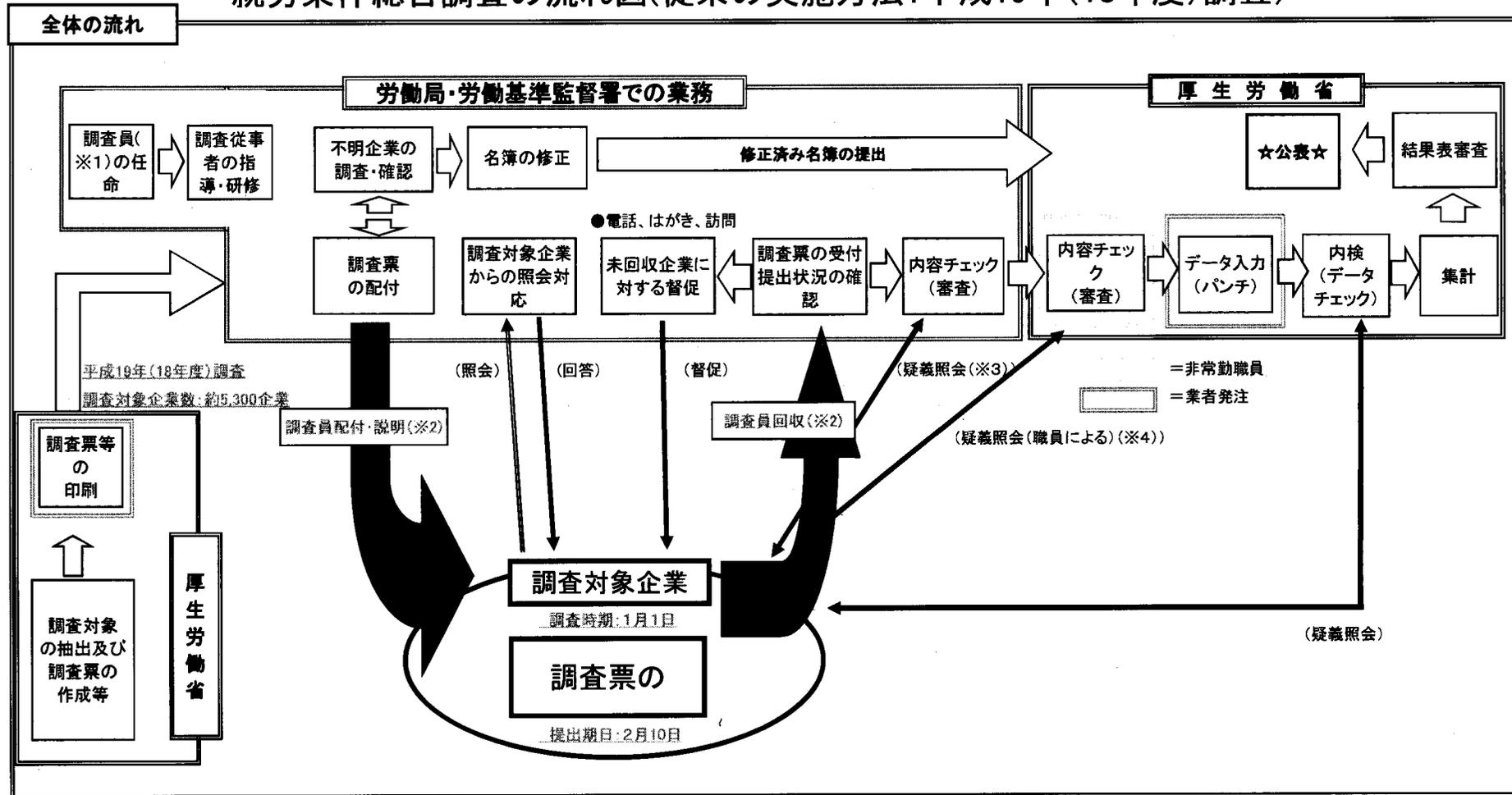
（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- 都道府県労働局との連絡を密にし、全国会議や調査後に担当者との会議等を開催し、調査の実施における具体的な提案・問題点等について情報交換や検討を行い、よりよい統計になるよう努めている。
- 調査票等を送付する際、統計情報部長の協力依頼状の他に、都道府県労働局長からの協力依頼状（または挨拶状）を同封している。
- 調査を円滑に実施し、精度向上を図るため、調査客体からの質問に対して、丁寧・的確・迅速に回答している。
- 回収率を左右する要因となる督促・苦情対応時については、当調査の必要性・重要性を丁寧に説明し、企業側の意見も拝聴し、非協力企業へも協力をお願いしている。

（注記事項）

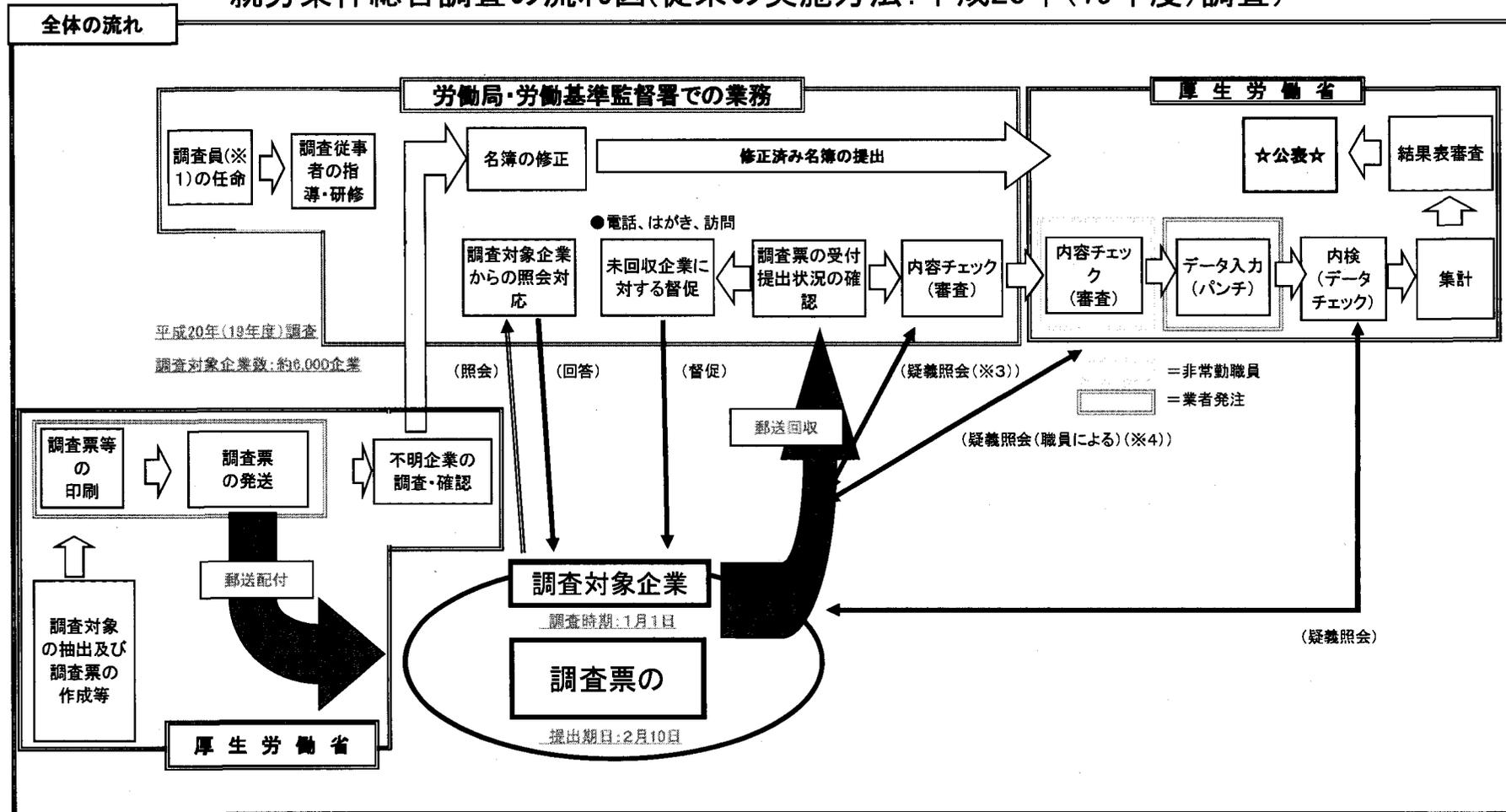
- 督促について
  - ・ 都道府県労働局及び監督署からの督促状の郵送による督促
  - ・ 電話による督促
  - ・ 電話督促で、協力が得られない場合は、調査員が調査客体を訪問し協力をお願いしている。
- 都道府県別調査対象数
  - ・ 別添3（都道府県別調査対象数）のとおり
- 宛先変更等の件数
  - ・ 別添4（宛先変更等の件数）のとおり

— 就労条件総合調査の流れ図(従来の実施方法:平成19年(18年度)調査) —



※1 調査員は各都道府県労働局で任命した。調査員は、配付、説明、督促業務、照会対応業務、審査業務等を行った。  
 ※2 訪問または郵送で行った。  
 ※3 調査票の必須項目等の記入の有無など基本的なチェックを行った。  
 ※4 調査票に記載された項目間において、相互に矛盾がないか等の総合的なチェックを行った。  
 平成21年(平成20年度)調査以降の流れについては、参考4「就労条件総合調査の流れ図(平成21年(20年度)調査以降)」参照

— 就労条件総合調査の流れ図(従来の実施方法:平成20年(19年度)調査) —



※1 調査員は各都道府県労働局で任命した。調査員は、督促業務、照会対応業務、審査業務等を行った。  
 ※2 調査員が訪問して回収することもあった。  
 ※3 調査票の必須項目等の記入の有無など基本的なチェックを行った。  
 ※4 調査票に記載された項目間において、相互に矛盾がないか等の総合的なチェックを行った。  
 平成21年(平成20年度)調査以降の流れについては、参考4「就労条件総合調査の流れ図(平成21年(20年度)調査以降)」参照

## 就労条件総合調査 都道府県別調査対象数（平成17年～平成21年）

都道府県	平成17年調査 (平成16年度)	平成18年 (平成17年度)	平成19年 (平成18年度)	平成20年 (平成19年度)	平成21年 (平成20年度)
	調査対象数	調査対象数	調査対象数	調査対象数	調査対象数
計	5,341	5,341	5,343	5,937	6,147
01 北海道	207	205	203	227	210
02 青森	45	46	44	47	41
03 岩手	41	41	45	52	44
04 宮城	80	80	75	80	82
05 秋田	32	32	32	35	37
06 山形	36	36	45	43	39
07 福島	66	66	55	62	69
08 茨城	75	75	79	81	79
09 栃木	48	48	60	69	58
10 群馬	58	58	69	69	69
11 埼玉	157	156	164	190	185
12 千葉	144	144	129	149	144
13 東京	1,202	1,208	1,197	1,320	1,917
14 神奈川	293	292	280	316	291
15 新潟	94	94	96	97	101
16 富山	52	51	48	56	49
17 石川	47	47	48	51	48
18 福井	23	23	25	39	30
19 山梨	22	22	27	22	22
20 長野	78	77	74	78	77
21 岐阜	70	70	69	81	73
22 静岡	143	144	145	151	149
23 愛知	364	363	342	402	379
24 三重	52	51	59	69	56
25 滋賀	35	35	33	31	38
26 京都	98	97	105	108	105
27 大阪	671	675	708	776	604
28 兵庫	182	179	168	200	191
29 奈良	24	24	27	25	27
30 和歌山	21	21	26	28	23
31 鳥取	23	22	18	19	11
32 島根	19	20	17	25	26
33 岡山	59	60	65	68	65
34 広島	117	117	113	124	128
35 山口	49	49	42	49	43
36 徳島	16	16	16	19	21
37 香川	34	34	40	46	39
38 愛媛	52	50	52	54	53
39 高知	24	24	20	23	25
40 福岡	213	215	211	260	226
41 佐賀	22	22	28	27	21
42 長崎	37	37	41	42	43
43 熊本	49	49	44	57	49
44 大分	40	40	38	39	39
45 宮崎	26	26	34	33	32
46 鹿児島	50	50	36	54	47
47 沖縄	51	50	51	44	42

(注1) 平成20年調査の調査対象数が増加しているのは、調査対象を「本社30人以上の企業」から「30人以上の企業」に拡大したことによる。

(注2) 平成21年調査の調査対象数が増加しているのは、日本標準産業分類の改定に伴い産業区分が増加したことによる。

(注3) 平成21年調査の対象数は、当初のもの。調査不能企業については、代替抽出を行ったため都道府県間に増減があり、計は変わらず。

## 宛先変更等の件数

		平成18年	平成19年	平成20年
宛先変更	判明	243件	301件	498件
	不明	8件	15件	47件
調査不能 (規模外)		282件	369件	377件
調査不能 (廃業)		63件	128件	129件
調査不能 (休業)		5件	5件	3件
調査不能 (合併)		43件	84件	72件

(注) 調査が不能になった企業に対して代替抽出は行っていない。  
上記数値は、回収率計算に当たっての調査客体数(分母)に含んでいる。